3　一の長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する会社その他の法人の設立をしようとする者は、法第十六条の二の二第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～五　略］

六　その他法第十六条の二の三第一号に掲げる基準に適合するかどうかの審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

4　金融庁長官は、前三項の規定による認可の申請に係る法第十六条の二の三の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

［一・二　略］

［5・6　略］

（特定主要株主に係る認可の申請）

第五条の二の五　［略］

2　第五条の二の三第四項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第十六条の二の三の規定による審査について準用する。

（長期信用銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等）

第五条の二の六　長期信用銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社は、法第十六条の二の四第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

［一～五　略］

六　その他法第十六条の三の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　長期信用銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第十六条の二の四第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

［一～五　略］

3　［同上］

［一～五　同上］

六　その他法第十六条の二の三第一号に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

4　金融庁長官は、前三項の規定による認可の申請に係る法第十六条の二の三に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

［一・二　同上］

［5・6　同上］

（特定主要株主に係る認可の申請）

第五条の二の五　［同上］

2　第五条の二の三第四項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第十六条の二の三に規定する審査について準用する。

（長期信用銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等）

第五条の二の六　［同上］

［一～五　同上］

六　その他法第十六条の三に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　［同上］

［一～五　同上］

六　その他法第十六条の三の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3　内閣総理大臣は、前二項の規定による認可の申請に係る法第十六条の三の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

［一～三　略］

［4～6　略］

（特定持株会社に係る認可の申請）

第五条の五　［略］

2　第五条の二の六第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第十六条の三の規定による審査について準用する。

（長期信用銀行等を子会社とすることについての認可の申請等）

第五条の九　長期信用銀行持株会社は、法第十六条の四第六項の規定による長期信用銀行等（同項に規定する長期信用銀行等をいい、同条第一項第十一号の三に掲げる会社（以下この条、次条、第二十五条の十第一項第十三号及び第十三号の二、第二十五条の十の二第一項第十四号の二、第二十五条の十一第一項第十号の二並びに第二十六条第三項において「長期信用銀行業高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～五　略］

六　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

［2・3　略］

4　第一項及び第二項の規定は、法第十六条の四第七項ただし書の規定による認可（長期信用銀行持株会社若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなつた長期信用銀行業高度化等会社の議決権について引

六　その他法第十六条の三に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3　内閣総理大臣は、前二項の規定による認可の申請に係る法第十六条の三に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

［一～三　同上］

［4～6　同上］

（特定持株会社に係る認可の申請）

第五条の五　［同上］

2　第五条の二の六第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第十六条の三に規定する審査について準用する。

（長期信用銀行等を子会社とすることについての認可の申請等）

第五条の九　長期信用銀行持株会社は、法第十六条の四第六項の規定による長期信用銀行等（同項に規定する長期信用銀行等をいい、同条第一項第十一号の三に掲げる会社（以下この条、次条、第二十五条の十第一項第十三号及び第十三号の二、第二十五条の十の二第一項第十四号の二、第二十五条の十一第一項第十号の二並びに第二十六条第三項第八号において「長期信用銀行業高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～五　同上］

六　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

［2・3　同上］

4　第一項及び第二項の規定は、法第十六条の四第七項ただし書の規定による認可（長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた長期信用銀行業高度化等会社の議決権について、引き続きそ